

現場説明書

浜名湖花博20周年記念事業実行委員会（県部会）

説明日時・会場	現場説明は行いません。
工事名	令和5年度 浜名湖花博2024修景植栽工事（第1工区）
工事場所	浜松市西区村櫛町地内
工期	令和6年7月16日(火)限り
現場作業の着手	契約締結後速やかに、実施工程、現場組織、安全管理及び仮設計画等を含めた総合施工計画書を監督員へ提出し、工事計画の承諾を得たのち着手すること。
契約前の提出書類	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象となる場合は、入札後、契約書作成までの間に契約担当者に提出すること。
契約直後の提出書類	<p>受注者は、契約締結後所定の期日以内に次の書類を作成し監督員を通じ、それぞれ提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工程表 (2部10日以内) 2 主任技術者等通知書 (2部10日以内) 3 請負代金内訳書 (1部10日以内) 4 建設業退職金共済制度等の掛金納入書 (1部30日以内) 建設業退職金共済制度等の証紙購入時に金融機関が発行する発注者用「掛金納入書」 5 火災保険その他損害保険加入届出書 (1部加入後直ちに) 工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険その他の保険に付し、その証券を遅滞なく提示すること。（保険期間は工期+14日程度）
下請関係	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び静岡県発注建設工事に係る建設生産システム合理化指導要綱の「静岡県」を「浜名湖花博20周年記念事業実行委員会（県部会）」に読み替え遵守すること。 施工体制台帳は、施工体制台帳、再下請通知書及び施工体系図よりなるものとし、次のとおり整備及び提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施工体制台帳（様式は要綱第2号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が、その建設工事の一部を他の建設業者に請負わせて施工する場合に作成すること。 2 再下請通知書（様式は要綱第3号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 下請契約における受注者が、その請負った建設工事の一部をさらに他の建設業者に請負わせて施工させる場合に作成すること。下請契約が数次にわたる場合には、順次上位の請負人を經由して受注者へ提出させること。 3 施工体系図（様式は要綱第4号に示すもの、又はこれに準拠するもの） 受注者が下請契約台帳及び再下請契約届出書に基づき作成するとともに工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示すること。 4 提出の方法 二次以下の下請契約についても請負代金を明示した下請契約書の写しを添付すること。
施工VEの提案	工期短縮等のため、施工法、物品調達方法等施工VE（バリューエンジニアリング）を積極的に提案すること。
完成時の提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・完成届（2部） ・完成写真（支払用 サービス版1部）
引渡し時の提出書類等	原則、土木・農林土木工事現場実務の手引きによるが、提出書類、部数等の詳細は監督員との協議による。

<p>特に注意する 安全対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本敷地内で別に発注された工事があるため、調整を十分に行うこと。 ・大型車両の入口は限られるため、関連工事と搬出入計画を調整すること。 ・その他、本敷地内の関連工事を受注する場合には、十分に事前調整の上、工程管理を行うこと。 ・現場周辺の環境保全に努め、近隣住民に配慮し工事を行うこと。 ・施設利用者への安全確保に万全を期すこと。 ・工事関係車両は、場内場外共に交通安全、汚損騒音防止対策に万全を期すこと。 ・工事による騒音・粉塵・振動等の発生防止に努めること。 ・1日当たりの工事車両が多い場合には、特に安全対策に配慮の上、事前に監督員及び施設関係者と進入時間等について協議すること。 ・土砂や材料等の飛散防止対策、臭気対策に努めること。 ・作業時間を厳守すること。 ・安全対策に配慮した仮設計画を立てること。また、交通誘導員を適正に配置すること。 ・現場敷地内及び現場敷地周辺では、工事車両は徐行し、車両事故等の防止対策を図ること。
<p>その他の事項</p>	<p>本工事における必要な対策、措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。 ※公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約 ・本工事において発生する産業廃棄物について、廃棄物の分別、収集、再生工場でのリサイクル、工場での製品加工、梱包材や養生材の簡素化、その他必要な事項について計画書を作成し、監督員に提出し廃棄物減量化に努めること。 ・本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」の対象である。落札者は入札後、契約書作成までの間に「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第13条第1項で定める下記事項を記載した書面を契約担当者に提出すること。 <ol style="list-style-type: none"> ①分別解体等の方法 ②解体工事に要する費用 ③特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設の名称及び所在地 ④特定建設資材廃棄物の再資源化に要する費用 ・解体作業に先立ち石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づく事前調査を実施し、調査結果を書面にて発注者へ報告し説明すること。